

議案第 19 号

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 2 日提出

澁川市長 高 木 勉

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年澁川市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

月額報酬表

適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	177,000
	2	178,300
	3	179,700
	4	181,100
	5	182,400
	6	183,700
	7	185,100
2 消費生活センター相談員その他の職員で規則に定めるもの	1	178,600
	2	179,900
	3	181,400
	4	182,700
	5	184,100
	6	185,400
	7	186,700
3 公民館長その他の職員	1	192,800

で規則に定めるもの	2	194,200
	3	195,800
	4	197,200
	5	198,700
	6	200,100
	7	201,600
	4 保育士（担任）、幼稚園教諭（担任）	1
2		203,000
3		204,600
4		206,100
5		207,700
6		209,200
7		210,700
5 生活相談員	1	214,300
	2	215,900
	3	217,600
	4	219,200
	5	220,900
	6	222,500
	7	224,100
6 気象防災アドバイザー、防災専門員	1	226,000
	2	227,700
	3	229,500
	4	231,200
	5	232,900
	6	234,600
	7	236,300
7 幼稚園長、幼稚園型認定こども園長	1	262,400
	2	264,300
	3	266,500

	4	268,500
	5	270,400
	6	272,400
	7	274,400
8 ICT教育アドバイザー	1	321,600
	2	324,000
	3	326,600
	4	329,000
	5	331,500
	6	333,900
	7	336,300
9 北橘歴史資料館長	1	107,200
	2	108,000
	3	108,800
	4	109,600
	5	110,500
	6	111,300
	7	112,100
10 社会教育指導員	1	129,200
	2	130,100
	3	131,200
	4	132,200
	5	133,100
	6	134,100
	7	135,100
11 教育研究所所長	1	154,200
	2	155,300
	3	156,600
	4	157,700
	5	158,900

	6	160,100
	7	161,200
12 青少年センター指導員	1	150,300
	2	151,400
	3	152,600
	4	153,700
	5	154,900
	6	156,000
	7	157,100
13 家庭児童相談員	1	173,500
	2	174,800
	3	176,200
	4	177,500
	5	178,800
	6	180,100
	7	181,400

備考 第1項から第8項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

防災力の向上及びICT教育の推進を図ることを目的に、会計年度任用職員の職に新たな職を設置するため、所要の改正をしようとするものである。

澁川市一般職非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）新旧  
対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案			現 行		
別表第1を次のように改める。 別表第1（第3条関係） 月額報酬表			別表第1を次のように改める。 別表第1（第3条関係） 月額報酬表		
適用範囲	号給	報酬額（円）	適用範囲	号給	報酬額（円）
1 一般事務等職員	1	177,000	1 一般事務等職員	1	177,000
	2	178,300		2	178,300
	3	179,700		3	179,700
	4	181,100		4	181,100
	5	182,400		5	182,400
	6	183,700		6	183,700
	7	185,100		7	185,100
(略)			(略)		
6 <u>気象防災アドバイザー</u> <u>、防災専門員</u>	1	226,000	6 <u>防災専門員</u>	1	226,000
	2	227,700		2	227,700
	3	229,500		3	229,500
	4	231,200		4	231,200
	5	232,900		5	232,900
	6	234,600		6	234,600
	7	236,300		7	236,300
(略)			(略)		
8 <u>ICT教育アドバイザー</u> <u>二</u>	1	321,600	8 北橘歴史資料館長	1	107,200
	2	324,000		2	108,000
	3	326,600		3	108,800
	4	329,000		4	109,600
	5	331,500		5	110,500
	6	333,900		6	111,300

	7	336,300
9 北橘歴史資料館長	1	107,200
	2	108,000
	3	108,800
	4	109,600
	5	110,500
	6	111,300
	7	112,100
10 社会教育指導員	1	129,200
	2	130,100
	3	131,200
	4	132,200
	5	133,100
	6	134,100
	7	135,100
11 教育研究所所長	1	154,200
	2	155,300
	3	156,600
	4	157,700
	5	158,900
	6	160,100
	7	161,200
12 青少年センター指導員	1	150,300
	2	151,400
	3	152,600
	4	153,700
	5	154,900
	6	156,000
	7	157,100
13 家庭児童相談員	1	173,500
	2	174,800
	3	176,200
	4	177,500
	5	178,800
	6	180,100
	7	181,400

	7	112,100
9 社会教育指導員	1	129,200
	2	130,100
	3	131,200
	4	132,200
	5	133,100
	6	134,100
	7	135,100
10 教育研究所所長	1	154,200
	2	155,300
	3	156,600
	4	157,700
	5	158,900
	6	160,100
	7	161,200
11 青少年センター指導員	1	150,300
	2	151,400
	3	152,600
	4	153,700
	5	154,900
	6	156,000
	7	157,100
12 家庭児童相談員	1	173,500
	2	174,800
	3	176,200
	4	177,500
	5	178,800
	6	180,100
	7	181,400

備考 第1項から第7項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

備考 第1項から第8項までの職員のうち、一般職非常勤職員の勤務時間  
条例第3条第1項の規定により定められた勤務日が5日未満の場合は、  
勤務日を5日で除して得た数を乗じて得た額とすることができる。この  
場合において、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものと  
する。